

## 岩手大学地域協創教育センター規則

令和5年7月27日 制定

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「学則」という。）第7条の規定に基づき、岩手大学地域協創教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、他部局及び地域社会の多様なステークホルダーと連携・協働しながら、正課教育と地域社会を実践の場とした正課外活動との循環・接続を図る教育（地域協創教育）を実践することにより、高い専門性と実践力を併せ持ち、社会の様々な視点から直面する課題を理解し、解決に向けて自律的に判断・行動ができる能力を持った人材を育成・輩出することを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 地域協創教育に関するマネジメントに関すること。
- 二 地域協創教育に関する地域との連携に関すること。
- 三 学内外における地域協創の場の創出と協創活動促進に関すること。
- 四 地域協創教育に関する全学共修プログラムに関すること。
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 センターの業務を行う際には、他部局と連携・協力を図るものとする。

### (ユニット)

第4条 センターに前条第1項第4号に係る業務を行うため、次に掲げるユニットを置く。

- 一 アントレプレナー人材育成ユニット
- 二 ソーシャルイノベーション人材育成ユニット

2 前項に定めるユニットに関し必要な事項は、別に定める。

### (職員)

第5条 センターに、学則第14条の2に基づきセンター長を置く。

2 前項に定めるほか、次に掲げる職員を置くことができる。

- 一 副センター長
- 二 特任教員、特任研究員、特任専門職員（以下「特任教員等」という。）
- 三 兼務教員
- 四 その他センター長が必要と認めた者

### (センター長)

第6条 センター長はセンターの業務及び運営を統括する。

2 センター長は、教育を担当する理事又は副学長をもって充てる。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長を補佐する。

2 副センター長は、教育を担当する理事又は副学長の下に置く特別補佐のうちからセンター長が推薦し、学長が任命する。

(特任教員等)

第8条 特任教員等は、センターの業務を処理する。

2 特任教員等は、センター長が候補者を推薦し、学長が任命する。

(兼務教員)

第9条 兼務教員は、第5条に掲げる職員と協力しセンターの業務を処理するとともに所属部局との連絡調整に当たるものとする。

2 兼務教員は、岩手大学の専任教員のうちから当該教員の所属する学部等の長の同意を得てセンター長が推薦し、学長が任命する。

3 兼務教員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 センターの庶務は、学務課地域協創教育室において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。